

平成30年3月30日付け新潟県条例第25号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）

58ページの

「 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

は

「 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。）</u>の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p>

の、

<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p>
---	---

は

<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、<u>指定通所支援及び基準該当通所支援の事業（以下「指定通所支援の事業等」という。）</u>の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p>
---	---

の誤り。